



2024年6月25日

各位

会社名 東京コスモス電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩崎 美樹
(コード番号: 6772 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 久保田 純
(TEL: 046-253-2111)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 割当日	2024年7月12日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,900株
(3) 処分先及びその人数並びに株式の数	当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 4名 1,900株
(4) その他	本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で割り当てるものであり、金銭等の払込みを要しません（会社法第202条の2）。 なお、本自己株式処分における普通株式の公正な評価額は、本自己株式処分にかかる取締役会決議の日である本日の前営業日（2024年6月24日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（4,115円）であり、処分総額は当該金額に上記の処分する株式数を乗じた金額（7,818,500円）となります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年12月27日及び2022年5月27日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2022年6月23日開催の第65回定時株主総会において、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与について、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額30百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）の当社普通株式を無償で割り当てること、本制度により割り当てるために発行又は処分される当社普通株式の総数は年2万株以内とすること及び譲渡制限期間を譲渡制限付株式の割り当てを受けた日から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

当社は本日開催の取締役会において、対象取締役4名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲、その他諸般の事情、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえて、対象取締役の職務執行の対価として当社普通株式1,900株（以下「本割当株式」といいます。）を無償で割当てることを決議いたしました。なお、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限期間は30年としております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は2024年7月12日（割当日）から2054年7月11日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間の間、継続して当社取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が譲渡制限期間中に死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合、割当日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時又は上記（2）で定める譲渡制限の解除時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、割当日を含む月から当該組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。かかる場合においては、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上